

8 今後の防災計画のあり方

本報告の検討結果については、まず、関係自治体における地域防災計画に反映されることが望まれる。一方、国は、富士山火山広域防災に関する基本方針を定め、国としての応急対策についての検討を進めるものとする。また、関係自治体においては、国の基本方針を踏まえ、相互間地域防災計画の策定が図られることを期待する。

8-1 富士山火山広域防災基本方針（仮称）の策定

国は、本報告の結果については、今後、関係省庁や関係地方公共団体等の意見も踏まえて、富士山火山広域防災に関する基本方針（「広域防災基本方針（仮称）」）を定めるものとする。

また、富士山噴火災害による多数の被災者への食料等物資の供給、熱傷等への特殊医療の実施、広範囲な被災現場における復旧活動等において、各機関による活動要員の派遣や物資・資機材の投入は、全国的な規模での対応になることから、国は、広域防災基本方針（仮称）を踏まえて、応急対策に必要な事項について別途検討するものとする。

8-2 相互間地域防災計画の策定に向けて

富士山噴火災害は、噴火に伴う現象によって、被害や影響が広範囲に及び、また噴火活動が継続することにより避難生活なども長期化することが想定される。こうした状況での避難対策をはじめとする各種応急・復旧活動は、関係自治体相互が連携し、一体となって対応していくことが望まれる。

まず、関係自治体は、広域避難等に関する合同訓練を実施するなど、富士山噴火災害に対する意識を高め、互いの連携を強化していくことが必要である。そして、国の広域防災基本方針（仮称）を踏まえ、富士山噴火災害に備えて、近隣都県、市町村に係る相互間地域防災計画を策定していくことが望まれる。

